

## 4 生物多様性保全に係るこれまでの取組みと社会情勢の変化

### (1) 自然環境行政の推移

平成24年1月に生物多様性おかげき戦略を策定して以降の国・愛知県・岡崎市の主な自然環境行政の推移は下記一覧のとおりです。

#### 主な自然環境行政一覧

年 月 日	区 分	主 要 事 項
平成24年 1月	市	生物多様性おかげき戦略策定
24年 9月28日	国	生物多様性国家戦略 2012-2020策定
平成24年度	国	第4次レッドリスト
平成25年 3月 1日	市	岡崎市版レッドデータリスト策定
3月28日	県	あいち生物多様性戦略2020 を策定 自然環境の保全と再生のガイドライン策定
6月15日	国	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律一部改正(平成24年10月1日施行) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に名称変更
5月30日	国	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)一部改正(平成27年5月29日施行)
平成26年 8月		レッドデータブックおかげき2014発行
平成27年 1月22日	県	第三次レッドリストを発表
3月31日	市	岡崎市環境基本計画改訂
平成27年度	国	レッドリスト時期を定めず必要に応じて個別に改訂することとする。
平成28年 3月24日	市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成28年4月1日施行)
平成29年 2月10日	県	愛知県天然記念物に北山湿地を新規指定
		岡崎市北山湿地自然環境保護区保全計画変更
3月27日	市	岡崎市生活環境等影響調査条例一部改正(平成29年4月1日施行)
3月31日	市	岡崎市生活環境等影響調査条例施行規則一部改正(平成29年4月1日施行)
12月22日	市	シロバイを指定希少野生動植物種(第2号)に指定
平成30年 2月13日	市	岡崎市額田センター(愛称:こもれびかん)開館(森の駅情報コーナー設置)
3月26日	県	愛知県環境学習等行動計画2030 を策定
3月29日	市	第2次岡崎市版レッドデータリスト2018策定
3月31日	市	森の総合駅閉館
4月 7日	国	第五次環境基本計画を閣議決定
12月	県	グリーンデータブックあいち2018 発刊
平成31年 3月29日	市	ヒナノジャクジョウを指定希少野生動植物種(第3号)に指定
3月31日	市	岡崎市環境教育推進計画改定
令和 元年 5月 9日	市	岡崎市野鳥保護管理指針策定
7月 5日	国	環境影響評価法施行令の一部改正(太陽電池発電所の設置の工事の事業等の対象事業への追加)(施行2020.4.1)
12月27日	県	愛知県環境影響評価条例施行規則の一部改正(太陽電池発電所の設置の工事の事業等の対象事業への追加)(施行2020.4.1)
令和元年度	国	レッドリスト2020
令和 2年 3月30日	県	第四次レッドリスト「レッドリストあいち2020」を作成 「レッドデータブックあいち2020」(植物編・動物編) 発刊
令和 3年 2月	県	第5次愛知県環境基本計画策定
2月	県	あいち生物多様性戦略2030策定
令和 3年 3月31日	市	第2次環境基本計画(環境ビジョン) 策定
令和 4年 4月	市	生物多様性のための30by30アライアンス参加
令和 4年 5月18日	国	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正
9月 2日	市	岡崎市北山湿地自然環境保護区保全計画変更
令和 5年 1月20日	国	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(施行2023.6.1)
3月31日	国	生物多様性国家戦略2023-2030を閣議決定

市が主体もしくは市に関連するものは網掛け

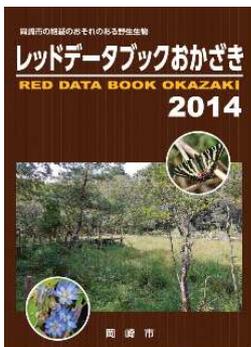
## (2) 生物多様性おかげき戦略初期段階の取組み

生物多様性おかげき戦略初期段階の取組み数値目標(第6章)の達成度合いについては、下記一覧のとおりです。

### 初期段階数値目標実績一覧

施策内容	現状	目標(目標年)	成果
地域連携保全活動計画の策定	—	1件(2015年)	0件
レッドリストの公表	—	レッドリストを公表する(2015年)	H26年度にレッドデータブック2014を作成し、H29年度末に改訂(第二次岡崎市版レッドデータリスト2018)も行った。
自然環境保護区の指定	1箇所	2箇所(2020年)	1箇所
指定希少野生動植物種の指定	1種	5種(2015年)	3種
自然ふれあい地区の指定	1箇所	4箇所(2020年)	3箇所
新たな事業別環境配慮指針の策定	—	策定(2015年)	条例改正等に伴う内容修正を随時行っている。
自然保護活動養成講座受講者	44人(H22年度)	55人(2015年)	74人
子どもたちを対象とした出前講座受講者	4,397人(H22年度)	5,000人(2015年)	5,625人
自然保護活動参加人数	2,228人(H22年度)	3,000人(2015年)	9,419人
自然体験・学習プログラム参加者数	7,764人(H22年度)	9,000人(2015年)	9,961人
放置林の間伐面積	—	3,023(ha)(2020年) 5,001(ha)(2040年)	3243.47ha
緑地の減少の抑制	都市計画区域:62% 市街化区域:16% (H18年度末)	都市計画区域:60% 市街化区域:16% (2015年) 都市計画区域:57% 超 市街化区域:15%超	都市計画区域 62.41% 市街化区域 15.21%
緑化に関わる講習会への参加者	700人(H21年度)	3,500人(2015年) 7,000人(2020年)	1,283人

達成したものの



レッドデータブックおかげき 2014



自然保護活動養成講座風景



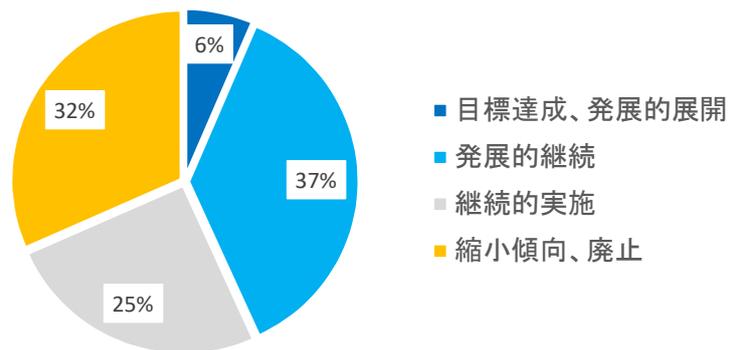
指定希少野生動植物種  
ヒナノジャクジョウ(指定第3号)

これまでの施策のうち、8つの行動戦略と26の具体的施策79項目、リーディングプロジェクト(RP)76項目に分類し、目指すべき将来像の3区分ごとに、4段階の評価を行いました。

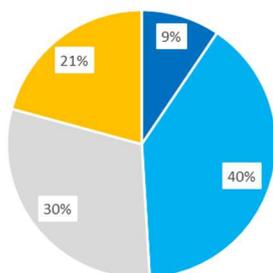
### 初期段階実績一覧

凡例		多様な自然			豊かな暮らし			次世代への継承			全体
		行動戦略	RP	計	行動戦略	RP	計	行動戦略	RP	計	
➡	目標達成、発展的展開	1	4	5	0	0	0	3	2	5	10
➡	発展的継続	12	9	21	8	9	17	6	13	19	57
➡	継続的实施	7	9	16	9	9	18	3	2	5	39
➡	縮小傾向、廃止	7	4	11	15	8	23	8	7	15	49
合計		27	26	53	32	26	58	20	24	44	155

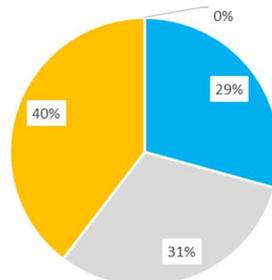
### 全体



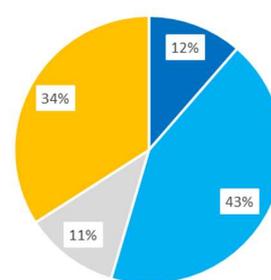
### 多様な自然



### 豊かな暮らし



### 次世代への継承



### 初期段階達成割合

13項目の数値目標では、達成率は5割超で、施策全体においても、7割近い継続的な施策の展開を進めてまいりましたが、目標達成には、十分な結果とはいえません。



【自然体験・学習プログラムの様子】

目指すべき将来像の3区分について分析すると、「多様な自然」「次世代への継承」については、自然環境の保全活動や教育普及は発展的継続(回数は一定だが、質や内容を常に改良)している傾向がありました。また、河川や公共施設の築造などでは、生物に配慮した工法をしっかりと取り入れている傾向にありました。



【多自然川づくり(伊賀川)】



【市産木材を利用した額田センター(こもれびかん)】

一方で「豊かな暮らし」に分類される農業、林業、都市緑化の分野において、生物多様性に配慮した取組みは縮小傾向あるいは全く行われていない施策もありました。

特に農林業は本市の生物多様性に大きな影響を与える分野ですが、全国的にも農林業就業者が減っており、農林業の機械化・効率化が求められ、例えば、畦を壊し農地を大区画化するなど、直接的には生物多様性保全に逆行するジレンマも抱えています。農業振興ビジョン 2030、森林整備ビジョンや緑の基本計画など、他計画と連携して課題解決を図る必要があります。

### (3) 市民・市内事業者アンケート結果

#### ア 概要

##### (ア) 調査対象

市民：3,000人(無作為抽出)

事業者：200者(環境保全協定締結事業者等)

##### (イ) 実施期間

令和4年3月4日(金)～令和4年3月31日(木)

##### (ウ) 方法

市民：郵送による依頼、郵送及びあいち電子申請システムによる回答

事業者：メールによる依頼・あいち電子申請システムによる回答

##### (エ) 回答状況

市民：回答数 1,352件、回答率 45%

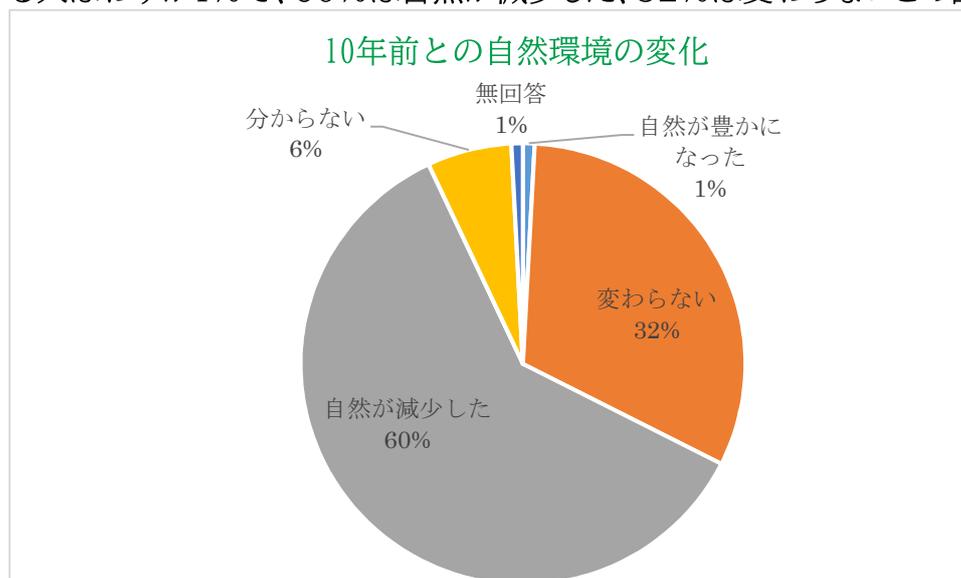
事業者：回答数 56件、回答率 28%

#### イ 調査結果抜粋

##### (ア) 市民

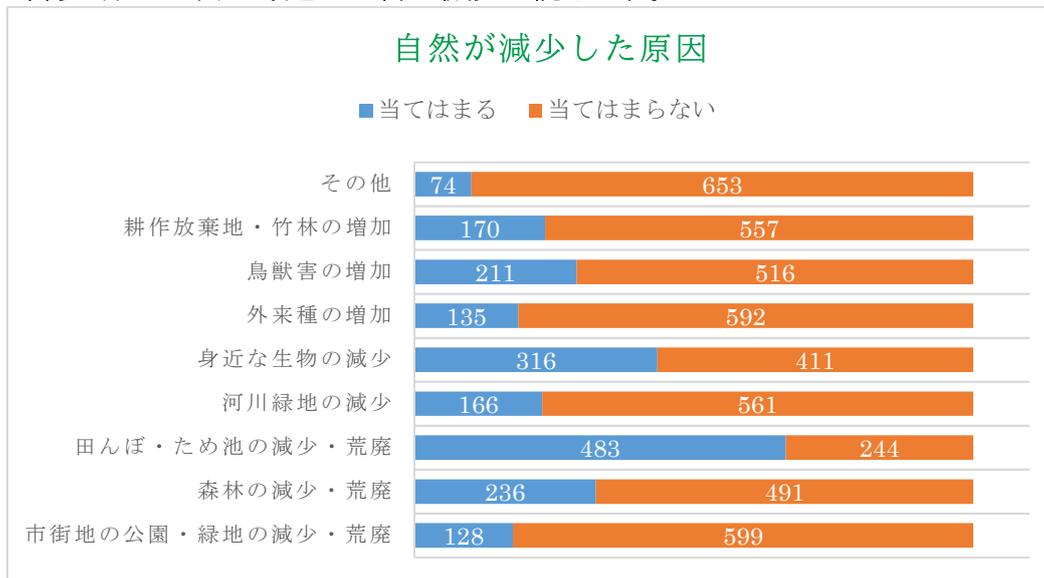
問1 10年前と比べて住まいの学区の自然環境の変化について教えてください。

10年以上本市に住んでいると回答した1,201人に、10年前と比べて住まいの学区の自然環境の変化について教えてくださいと回答したところ、自然が豊かになったと感じる人はわずか1%で、60%は自然が減少した、32%は変わらないとの回答でした。



問2 どのような変化で自然が減少したと思われましたか。次の中から当てはまるものを全て選んでください。

自然が減少したと回答した人に、理由を聞いたところ、田んぼ・ため池の減少・荒廃が一番多く、その次に身近な生物の減少と続きます。



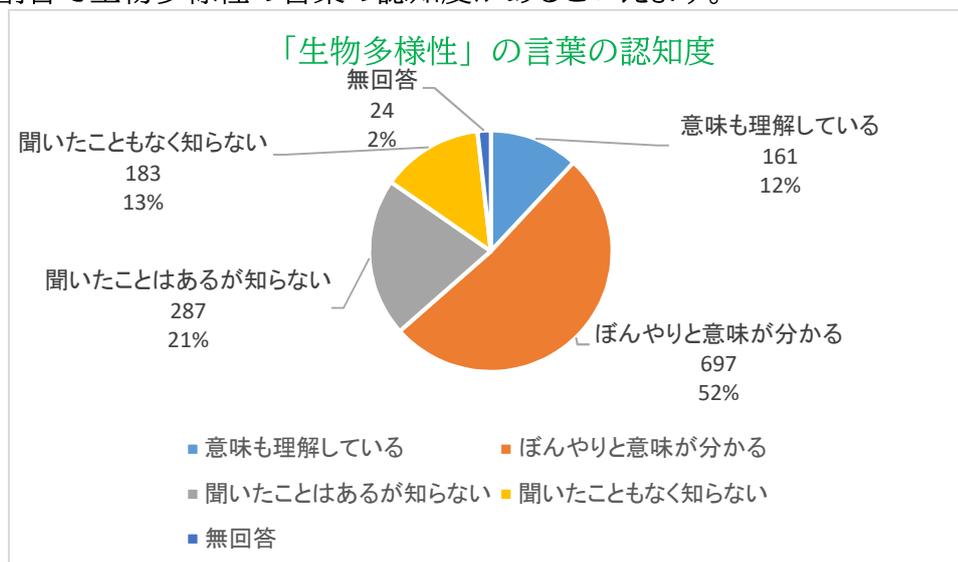
この問いを、中山間地域※に限って解析すると、「耕作放棄地・竹林の増加」の回答が一番多く、「鳥獣害の増加」の回答が次点となりました。高齢化・過疎化が進行し、中山間地域の課題が回答に現れたことが推測されます。

※ 生平学区、秦梨学区、常磐南学区、常磐東学区、常磐学区、恵田学区、奥殿学区、豊富学区、夏山学区、宮崎学区、形埜学区、下山学区の12学区(ただし市街化区域は除く)

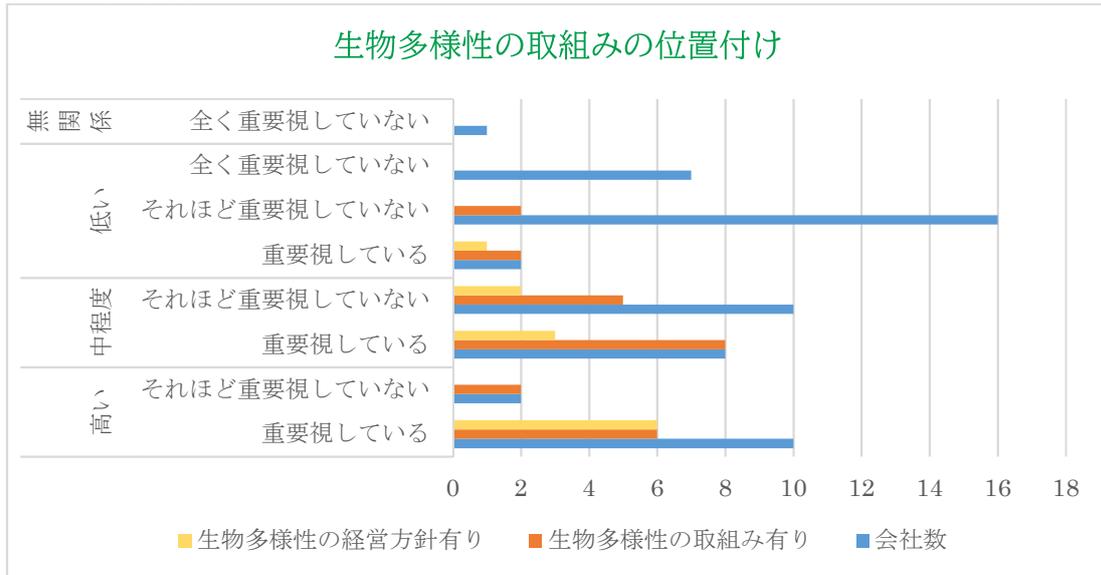
問3 生物多様性の言葉とその意味をどの程度知っていますか？

意味も理解している・ぼんやりと意味が分かるを合わせると64%となり、言葉聞いたことがある方を合わせると、85%となります。

令和4年の内閣府の調査では、「言葉の意味を知っていた」と答えた者の割合が29.4%、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」と答えた者の割合が43.2%、「聞いたこともなかった」と答えた者の割合が26.5%となっており、岡崎市民は高い割合で生物多様性の言葉の認知度があるといえます。

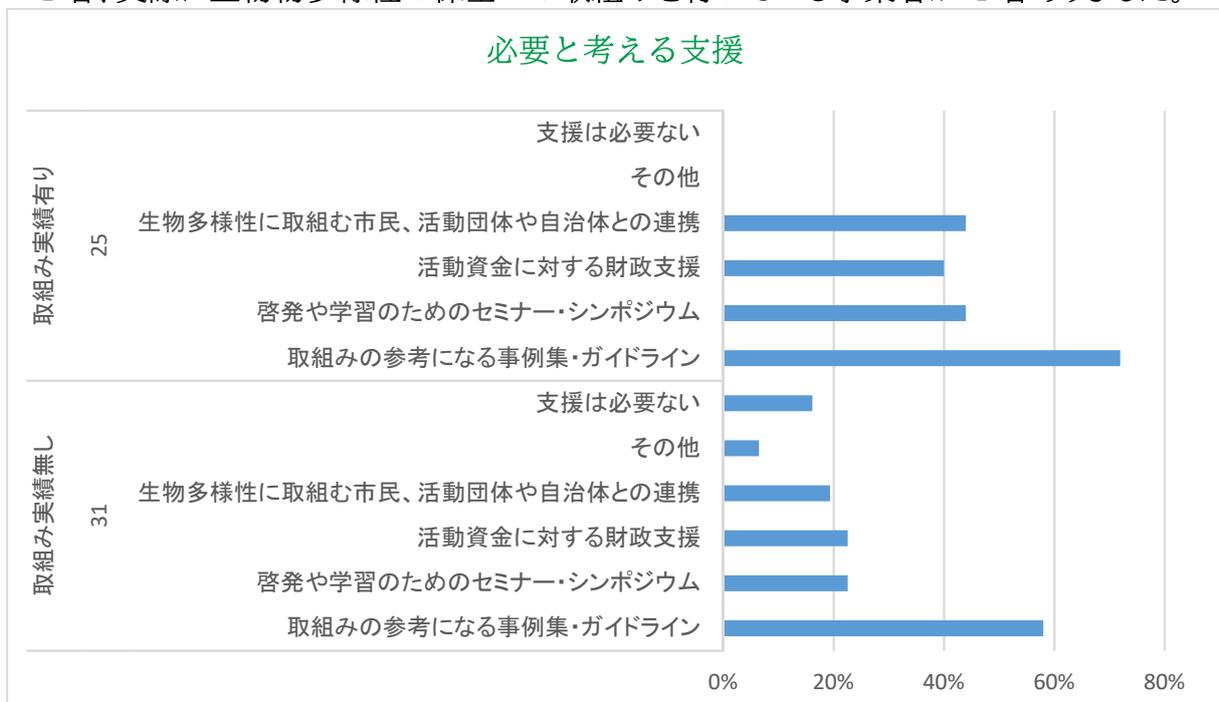


## (イ) 事業者



事業活動が生物多様性と関連が高いと感じている事業者は、取組みを重要視しており、経営方針を定め、実際に取組みを行っていることが分かりました。事業活動が生物多様性と関連が低いと感じている場合は、生物多様性の保全への取組みを重要とは捉えておらず、取組みを行っていない傾向があることが分かりました。

一方、事業活動が生物多様性と関連が低いと感じている場合であっても、生物多様性の保全への取組みを重要視している事業者が2者、経営方針を定めている事業者が1者、実際に生物多様性の保全への取組みを行っている事業者が4者ありました。



取組み実績の有る無しに係わらず、取組みの参考になる事例集・ガイドラインが必要と考える事業者が多いことが分かりました。

## (4) 国内外の動向や社会情勢の変化

### ア 生物多様性の評価

これまでの生物多様性の評価を示した文章として、生物多様性条約事務局による報告書である地球規模生物多様性概況第5版(Global Biodiversity Outlook5 (GBO5))やIPBES<sup>\*</sup>の生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書や環境省の生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3)などがあります。

<sup>\*</sup>IPBESとは、「生物多様性版の IPCC」とも呼ばれる、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間組織です。

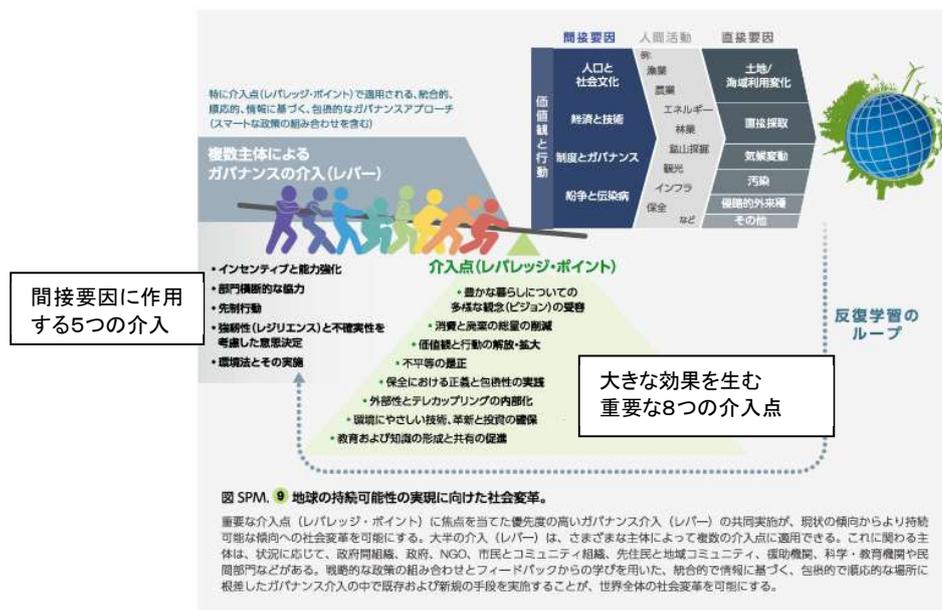
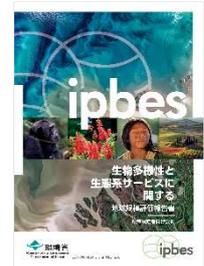
#### GB05に記載されている主なポイント

- ・ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標で完全に達成できたものはない。
- ・達成できなかった理由として、愛知目標に応じて各国が設定する個別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかった。
- ・2050年ビジョン「自然との共生」の達成は、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策、生物多様性損失の要因への対応、生産・消費様式の変革及び持続可能な財とサービスの取引といった様々な分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていくことが必要



#### IPBES 地球規模評価に記載されている主なポイント

- ・自然とその人々への重要な寄与は世界的に悪化している。
- ・直接的、間接的な変化要因が過去 50 年で増大している。
- ・自然の保全と持続可能な利用、および持続可能な社会の実現に向けた目標はこのままでは達成できない。2030 年以降の目標達成に向けて、経済、社会、政治、技術全てにおける変革(トランスフォーマティブ・チェンジ)が求められる。
- ・自然の保全、再生、持続的可能な利用と世界的な社会目標は、社会変革に向けた緊急で協調した努力によって同時に達成することができる。



社会変革の図示 IPBES 地球規模評価を基に作成

## JBO3に記載されている主なポイント

・わが国の生物多様性及び生態系サービスの状態は、過去50年間、長期的に損失・劣化傾向にあり、その直接的な要因(生物多様性の4つの危機)の影響は大きいまま推移している。

・今後、生物多様性の損失を止め、回復へと転じさせるためには、これまでの直接要因を対象とした対策に加え、間接要因への対処を通じた社会変革が重要である。直接要因・間接要因・介入点の関係性は複雑に絡み合っており、万能な解決策となるような介入点は存在しない。間接要因と介入点の関係性を踏まえつつ、複数の介入点に働きかける施策を組み合わせることで実施することが重要である。



評価項目	長期的推移		評価時点での損失と傾向		
	過去50年~20年の間	過去20年~現在の間	JBO (2010)	JBO2 (2016)	JBO3 (2021)
森林生態系	森林生態系の規模・質	↓	→	→	→
	森林生態系に生息・生育する種の個体数・分布	↘	↘	↘	↘
	人工林の利用と管理	→	→	↘	↘
農地生態系	農地生態系の規模・質	↓	↘	↘	↘
	農地生態系に生息・生育する種の個体数・分布	↘	↘	↘	↘
	農作物・家畜の多様性	↘	→	↘	↘
都市生態系	都市緑地の規模	↘	→	→	→
	都市生態系に生息・生育する種の個体数・分布	↘	→	→	→
陸水生生態系	陸水生生態系の規模・質	↓	↘	↘	↘
	陸水生生態系に生息・生育する種の個体数・分布	↘	↘	↘	↘
沿岸・海洋生態系	沿岸生態系の規模・質	↓	↘	↘	↘
	浅海域を利用する種の個体数・分布	↓	↘	↘	↘
	有用魚種の資源の状況	?	→	↘	↘
生態系 島嶼	島嶼の固有種の個体数・分布	?	↘	↘	↘
生態系の連続性	森林生態系の連続性 <sup>注1</sup>	↘	→	→	→
	農地生態系の連続性	—	↘	↘	↘
	河川・湖沼の連続性 <sup>注2</sup>	↓	↘	↘	↘

評価対象	凡例	
損失の大きさ	弱い	□
	中程度	■
	強い	■
	非常に強い	■
状態の傾向	回復	↗
	横ばい	→
	損失	↘
	急速な損失	↓

注1：JBO及びJBO2では森林生態系で扱った。

注2：JBO及びJBO2では陸水生生態系で扱った。

生物多様性の状態の評価 JBO3から抜粋

## イ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連



サミットにおいて採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を達成年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されている国際目標のことです。企業や地方自治体、教育機関や市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められている点がSDGsの大きな特徴です。

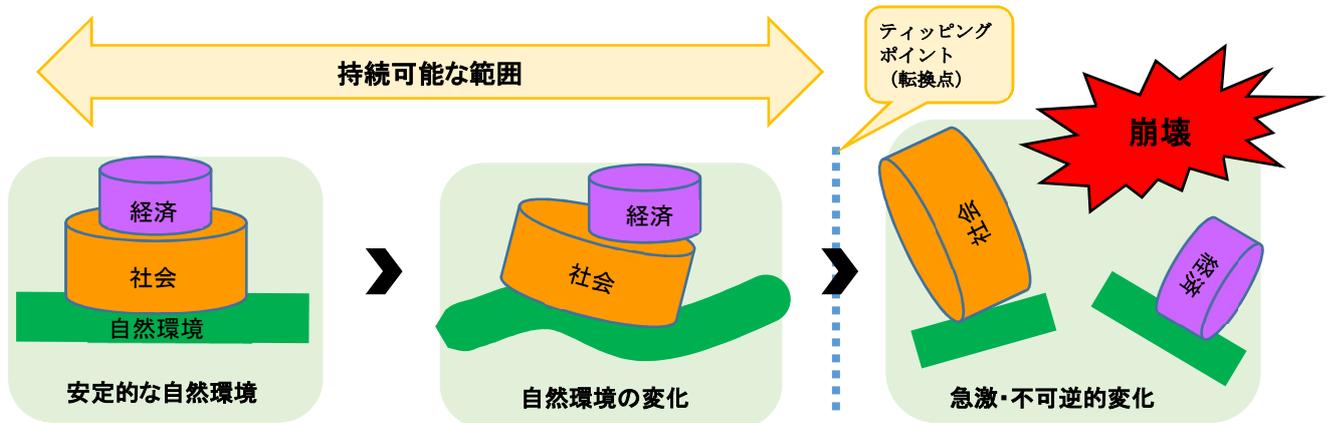
本市は2020年7月17日に内閣府から取り組みを先導的に進めていく自治体として「SDGs未来都市」に選定されました。

SDGsの17の目標のうち、これらの目標の相互の関係性を示す考え方としてSDGsウェディングケーキモデルがあります。『生物圏』である6「安全な水とトイレを世界中に」、13「気候変動に具体的な対策を」、14「海の豊かさを守ろう」、15「陸の豊かさを守ろう」、が他の目標の土台であると考えられており、自然環境の持続可能性という土台なしには『社会圏』や『経済圏』の持続的な発展は成り立たないことを示しています。



SDGsウェディングケーキモデル

これらのことから、SDGs を実現するためには、SDGs の土台である持続可能な自然環境という目標を達成する必要がある、それを達成するには、自然環境の本質を理解した上で、自然環境を保全し、自然資源の持続的な利用をしていくなど、適切な行動をとれる人材を育てていく必要があります。



持続可能な社会の概念図

## ウ ポスト 2020 生物多様性枠組と国家戦略の改定

ポスト2020生物多様性枠組(昆明・モンリオール生物多様性枠組)では、目指すべき2050年ビジョンとして愛知目標で掲げた「自然と共生する世界」を引き続き掲げるとともに、このビジョンに関係する状態目標として2つの2050年ゴール、さらに2050年ゴールへの進捗を評価するターゲットが8つ設定されました。また、2030年ミッションとして、「2030年までに生物多様性を回復の軌道に乗せるために緊急の行動を取る」といういわゆるネイチャーポジティブを掲げ、それに向けた23のターゲットが設定されています。

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約の規定に基づき各締約国が策定するもので、我が国では生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置付けられています。1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、5度の改定を行ってきました。6番目の戦略となる生物多様性国家戦略2023-2030では、昆明・モンリオール生物多様性枠組と整合を持たせて策定されており、「自然と共生する社会」の実現に向け、2030年までに実施すべき取組を掲げています。2030年に向けた目標として「ネイチャーポジティブの実現」を掲げ、その達成のための次の5つの基本戦略を記載しています。

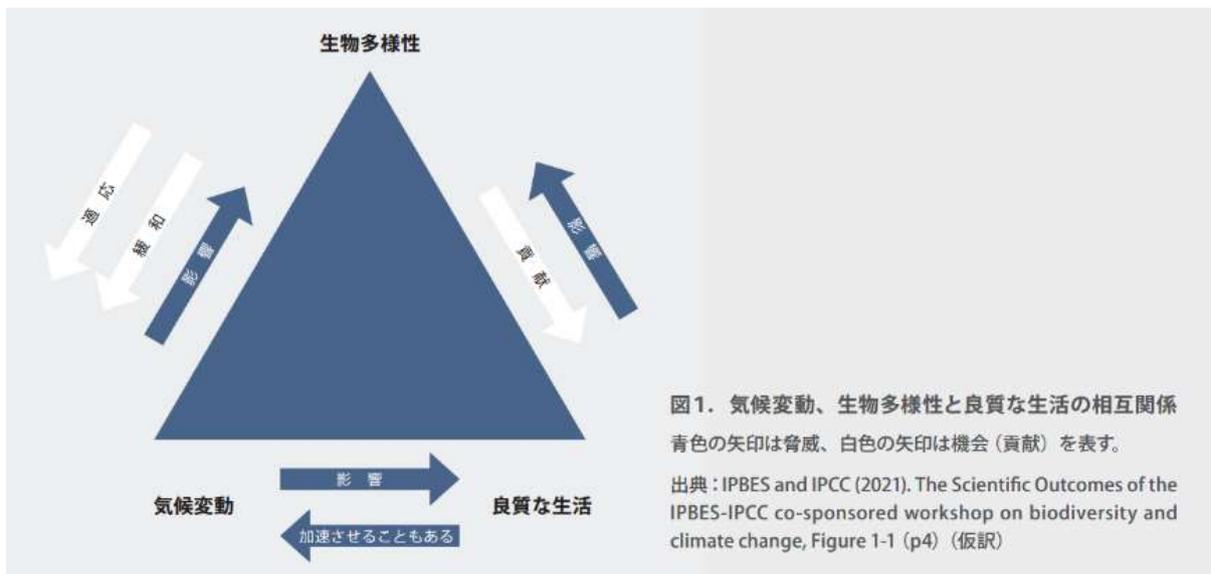
- ①生態系の健全性の回復
- ②自然を活用した社会課題の解決(NbS)
- ③ネイチャーポジティブ経済の実現
- ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容)
- ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

## 工 地球温暖化対策

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。」とされました。

「地球温暖化の原因が人間の活動によるもの」であり、「2040年までに気温の上昇が1.5℃に達する可能性が50%を超える」とされました。温暖化が進むほど熱波、大雨、干ばつ、熱帯低気圧といった「極端現象」の頻度や強さが増し、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れています。

IPBESとIPCCの合同ワークショップ報告書である生物多様性と気候変動では、気候、生物多様性と人間社会を一体のシステムとして扱うことが、効果的な政策の鍵であるとしています。



生物多様性と気候変動 IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書から抜粋